



# 島根県報

令和2年10月9日（金）

号外 第 121 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	（政策企画監室）	4
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	6
島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例	（農 業 経 営 課）	7
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企業局総務課）	8
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例	（教育庁総務課）	9

## 公布された条例等のあらまし

### ◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

#### 1 条例の概要

- (1) 次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を個人番号を利用することができる事務に追加することとした。  
(別表第1関係)

執行機関	事 務
知事	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

- (2) 次に掲げる県の執行機関は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、次に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができることとした。（別表第2関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	私立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）
教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	就学支援金関係情報並びに独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する情報
教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報

#### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

### ◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第39号）

#### 1 条例の概要

- (1) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務に追加することとした。（別表第1・別表第2関係）

ア 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

イ 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

ウ 国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

- (2) 引用する法律の題名の改正

#### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和2年12月1日から施行することとした。

### ◇島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例（条例第40号）

## 1 条例の概要

- (1) 卒業月分の授業料については、卒業月の前月の1日から同月末日までに納付しなければならないこととした。(第7条関係)
- (2) 卒業月分の授業料を納付した者が卒業月前に在学しないこととなった場合における卒業月分の授業料は、還付することとした。(第9条関係)
- (3) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第41号)

## 1 条例の概要

発電所の廃止(別表第1関係)

名 称	最 大 出 力
隠岐大峯山風力発電所	1,200キロワット

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、規則で定める日から適用することとした。

## ◇新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例(条例第42号)

## 1 条例の概要

- (1) 教職員が、学校若しくは寄宿舍(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者が在籍、居住又は勤務するものに限る。)又はこれらに準ずる区域として教育委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって教育委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給することとした。(第3条第1項関係)
- (2) (1)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とすることとした。(第3条第2項関係)

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 38 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年島根県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 8 の項を 9 の項とし、同表の 7 の項中「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項を同表の 8 の項とし、同表中 6 の項を 7 の項とし、同表の 5 の項中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項を同表の 6 の項とし、同表中 4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 知事	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 1 に次の 2 項を加える。

10 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 中 8 の項を 9 の項とし、同表の 7 の項中「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項を同表の 8 の項とし、同表中 6 の項を 7 の項とし、同

表の 5 の項中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項を同表の 6 の項とし、同表中 4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 知事	私立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
------	---	-----------------------

別表第 2 に次の 2 項を加える。

10 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する情報であって規則で定めるもの
11 教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 39 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中25の項を26の項とし、14の項から24の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表の13の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項を同表の14の項とし、同表中12の項を13の項とし、4 の項から11の項までを 1 項ずつ繰り下げ、3 の項の次に次のように加える。

- 4 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項第 3 号中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項第 5 号及び第 8 号中「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項の事務の欄に次のように加える。

- (9) 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (10) 国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の13の項を改め、同項を同表の14の項とする改正規定（「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める部分に限る。）は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 40 号

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農林大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「最終学年の 3 月」を「大学校を卒業する日の属する月（以下この項及び第 9 条において「卒業月」という。）」に、「2 月 1 日」を「卒業月の前月の 1 日」に改める。

第 9 条ただし書中「最終学年の 3 月分」を「卒業月分」に、「当該月前」を「卒業月前」に、「当該月分」を「卒業月分」に、「及び前条」を「並びに前条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 41 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 隠岐大峯山風力発電所の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県公営企業の設置等に関する条例の規定は、規則で定める日から適用する。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 42 号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）第 21 条第 2 項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。次条及び第 3 条第 1 項において同じ。）により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下この条及び第 3 条第 1 項において「教職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第 2 条 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の種類は、防疫作業等従事手当とする。

(防疫作業等従事手当)

第 3 条 教職員が、学校若しくは寄宿舍（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者が在籍、居住又は勤務するものに限る。）又はこれらに準ずる区域として教育委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって教育委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき、4,000 円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

(教育委員会規則への委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

2 前項の定めをするときは、教育委員会は、あらかじめ人事委員会と協議するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。